

平成十九年十月十九日提出
質問第一三六号

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの利用に関する質問主意書

一 一般に、外務省職員が公務出張に際して航空機を利用することで取得したマイレージは、外務省職員個人または外務省のどちらのものになるか説明されたい。

二 二〇〇七年十月十六日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第九七号）で触れている、同年同月十一日号の週刊新潮七十四頁のコラムの中で、外務省の局長の一人（以下、「局長」という。）が「マイルが百万マイルも溜まっているのでファーストクラスにアップグレードします」と述べているが、「局長」が述べている百万マイルは邦貨換算でいくらになるか。

三 過去三年間、外務省職員が公務出張により費やした航空賃の額と、航空機を利用した際に取得したマイレージは邦貨換算でいくらになるかを明らかにされたい。

四 二〇〇七年八月十五日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六七第五号）では、着服について「着服とは、一般に、金品などをひそかに盗んで自分のものにすることを意味すると承知している。」、横領について「横領とは、一般に、自己の占有する他人の物を不法に領得することを意味すると承知している。」と、着服と横領の定義がなされているが、一で、外務省職員が公務出張に際して航空機を利用する

ことで取得したマイレージが外務省職員個人ではなく外務省組織のものであり、「局長」の百万マイルのマイレージが公務出張により貯めたものならば、それは右で定義されている着服または横領に該当するか。政府の見解如何。

右質問する。